

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 4月20日

近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務は、都市再生プロジェクト「大都市圏における都市環境インフラの再生」(第3次決定、H13.12)のうち、大阪湾再生のため平成15年度に「大阪湾再生推進会議」により策定された「大阪湾再生行動計画」の中間評価並びに推進方策の検討を行うものである。当該業務の実施にあたっては、大阪湾ベイエリアの関係省庁や自治体及びNPO団体等が連携して取り組んでいる「大阪湾再生行動計画」について、計画策定当初から現在までの経緯及び内容について熟知している必要があるほか、「大阪湾再生行動計画」の市民参画の取り組みの主体となったNPO団体等とのネットワーク並びにその活動データを有するとともに、大阪湾の水環境(水質、気象条件、海岸の状況等)に関するデータベースの利用環境が整っていることが必要であることから、(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度大阪湾再生企画検討業務
- (2) 業務内容 「大阪湾再生行動計画」(以下「行動計画」という)の中間評価とりまとめ、及び大阪湾再生の推進方策の検討。
- (3) 履行期限 平成20年3月19日

### 3. 業務目的

本業務は、都市再生プロジェクト「大都市圏における都市環境インフラの再生」(第3次決定、H13.12)のうち大阪湾再生のため平成15年度に大阪湾再生推進会議により策定された「大阪湾再生行動計画」(以下「行動計画」という)の中間評価とりまとめを行い、併せて今後の大阪湾再生の推進方策の検討を行うものである。

### 4. 応募要件

- (1)参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

#### 1)基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けているもの。  
近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 2)技術力に関する要件

大阪湾臨海地域開発整備法に基づいた大阪湾岸地域の総合的開発整備について熟知していること。

大阪湾における水質の環境特性に関する高度な知識を有していること。

H16～H18に「大阪湾再生行動計画」の大阪湾再生に向けた市民参画の取り組みの主体となったNPO団体等とのネットワーク並びにその活動データを有していること。

大阪湾の水環境（水質、気象条件、海岸の状況等）に関するデータベースの利用環境が整っていること。

## 3)業務実績に関する要件

下記に示される同種業務または類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務で、国の機関が発注した都市再生プロジェクト「大都市圏における都市環境インフラの再生」（第3次決定、H13.12）のうち「海の再生」の計画策定に関する業務。

類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務で、国や地方公共団体が発注した海の環境改善（臨海部の都市環境インフラの整備、水質改善）の計画策定に関する業務。

## (2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

### 1)資格要件

以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（建設部門又は環境部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。ただし、平成14年度以降の合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者。

イ) R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋、又は、建設環境部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、技術士（建設部門又は環境部門）の資格、又はR C C M（河川、砂防及び海岸・海洋、又は、建設環境部門）の資格を取得している者。

エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が20年以上あり、そのうち総括管理を2年以上経験した者。

オ) 国土交通大臣が技術士（建設部門又は環境部門）の資格と同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。

### 2)業務実績

下記に示される同種業務または類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務で、国の機関が発注した都市再生プロジェクトの計画策定に関する業務。

類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務で、国や地方公共団体が発注した海の環境改善（臨海部の都市環境インフラの整備、水質

改善)の計画策定に関する業務。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44

国土交通省近畿地方整備局 企画部 広域計画課 計画調整係

TEL: 06-6942-1141 FAX: 06-6942-7463

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間: 平成19年4月20日から平成19年4月27日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から17時00分まで。

交付場所: (1)に同じ。

交付方法: 手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 平成19年5月1日 17:00

提出場所: (1)に同じ

提出方法: 持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出  
予定期限: 平成19年5月21日 17:00

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。